

請書

令和 7年 5月30日

横浜市契約事務受任者

契約番号 2530020053

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 020-02 ガラスろ紙（アドバンテック） 50箱ほか 同等品可

契約区分 ☒ 確定契約 ☐ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 4 1 5 6 6 8

☒ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 3 7 7 8 8

☐ 免税業者

内 訳（品名：品質、形状等）	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式	377,880	377,880
合 計			377,880

納入場所（履行場所） 下水道河川局水質課

納入期限（履行期限） 令和 7年 5月 30日 から 令和 7年 9月 29日 まで

前 金 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 の 基 準 ☐ 設計書のとおり ☐

支 払 時 期 の 特 約 の 確 認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用 ☒ 物品供給契約約款 ☐ 物品製造(印刷製本)請負契約約款
☐ 委託契約約款 ☐ 修繕請負契約約款
☐ 賃貸借契約約款 ☐ 設計・測量等委託契約約款
☐

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。